

トレーシングレポートを介した栄養指導が必要な患者の情報提供について

【目的】

近年、保険薬局において経腸栄養剤の取り扱いのみならず、在宅 TPN の混注、管理栄養士が配置されるなど、薬局の機能として栄養への対応のニーズが高まっています。

薬局での服薬指導においては薬剤にかかわる指導のみならず、生活指導も必要に応じて行われ、患者の食事、栄養にかかわる指導においてはさらに専門的な指導を要するケースが見られます。

当院では、薬業連携を通じて栄養に関わるニーズに応えるべく、保険薬局において栄養指導が必要であると判断した場合に、病院側と共有し、外来での栄養指導を行い最適な薬物治療につながるよう、取り組みを行います。

【方法】

保険薬局で服薬指導時に、病院の管理栄養士からの栄養指導が必要と判断した場合に、トレーシングレポートに記載し、当院薬剤部宛てに FAX で送信してください。

レポートは外来担当医師へ共有します。

【栄養指導依頼患者の基準と栄養指導の概要】

- 栄養指導が必要な疾患について、当院をかかりつけとして受診していること
- 栄養指導については指導料がかかることをご理解いただいていること
- 栄養指導は1枠20-30分程度
- 栄養指導が可能な疾患は以下のとおり

糖尿病、脂質異常症、高度肥満症、痛風、肝臓病、腎臓病、心臓疾患(心不全など)、妊娠高血圧症候群、クローン病、潰瘍性大腸炎、胃潰瘍、十二指腸潰瘍、消化器術後分割食対応患者(胃切除、腸切除)、貧血